

公益財団法人ふくい産業支援センター  
ふくい企業リスクリング伴走支援事業 実施要項

この要項は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が行うふくい企業リスクリング伴走支援事業（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な業務運営を図るため必要な事項を定めるものである。

（目的）

第1条 本事業は、県内企業が中長期的な経営戦略等を実現するために必要とする知識・スキルを従業員に習得させるリスクリングやキャリアプラン実現に向けた自立的な企業の活動をサポートする人材育成計画の策定を伴走支援するとともに、好事例を普及することを目的とする。

（事業の位置付け等）

第2条 本事業は、福井県におけるキャリアアップ支援施策の一環として実施する伴走支援事業であり、県からの委託を受け、支援センターが実施する。

- 2 本事業は、企業の主体的な取組を尊重しつつ、専門家と連携したプッシュ型の伴走支援により実施する。
- 3 本事業は、支援センターが別途実施するキャリアアップ支援事業との有機的連携を図りながら実施する。

（支援対象企業）

第3条 本事業の支援対象企業および支援先企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福井県内に本社、本店、支店または事業所を有する企業（支店および事業所等に関しては福井県内に所在するものとする）
- (2) 中長期的な経営戦略の実現に向け、人材育成やリスクリングに課題を有する企業
- (3) 本事業に主体的に取り組む意思を有する企業

- 2 支援先企業は、前項に該当する企業を対象に、公募により募集する。
- 3 支援先企業数は、10社以内とする。

（募集および広報）

第4条 支援先企業の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 募集は、支援センター人材育成部で実施する。
- (2) 本事業による支援を希望する企業は、本事業の Web サイト内の応募フォームに必要な事項を入力の上、申請することとする。
- (3) 前条第1項(2)(3)の状況等によっては、申請があっても、支援センターにおい

て不採用にするなど一定の調整を行う場合がある。

- 2 支援先企業の決定に際しては、必要に応じて県の意見を求めることができる。
- 3 募集にあたっては、支援センターによる広報のほか、県に対し、県の広報媒体、関係機関等を活用した広報を求めることができる。

#### (事業内容)

第5条 本事業において実施する支援内容は、支援先企業の経営課題を解決するための人材育成計画書の策定とする。策定に向けての具体的な取組みは次のとおりとする。

- ① 企業の経営戦略および中長期的方針の整理
- ② 人材に関する経営課題の洗い出しおよび可視化
- ③ 必要な人物像および能力要件の明確化
- ④ リスキリング方針およびキャリアアップ方針の整理
- ⑤ 事業成果の事例集作成に向けた支援事例の整理
- ⑥ その他、本事業の目的を達成するため取組み

- 2 前項の取組みを行うための伴走支援は、訪問またはオンライン等、企業の実情に応じた方法により行うものとし、原則として1社あたり数回実施する。

#### (専門家の活用)

第6条 本事業の実施にあたり、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士その他の人材育成に関する実務経験を有する者（以下「コーディネーター」という。）を活用する。

- 2 コーディネーターは、公募その他適切な方法により選定する。
- 3 コーディネーターの人選に際しては、必要に応じて県の意見を求めることができる。
- 4 第5条の支援の質の向上を図るため、コーディネーター間の情報共有および協議の場を設けることができる。

#### (職員等の派遣)

第7条 支援センターは、本事業の適切な遂行を確保するため、職員その他関係者をコーディネーターに同行することができるものとし、支援先企業およびコーディネーターは、これを拒むことはできない。

#### (効果検証)

第8条 支援センターは、支援先企業に対し、支援終了時、事業に対する感想や評価、意識調査などのアンケート調査を行う。支援先企業は、これを拒むことはできない。

(事業実施状況等の報告)

第9条 支援先企業は、支援が終了した日から遅滞なく、次の報告をしなければならない。

- (1) 当該支援によって作成された人材育成計画書
- (2) 支援に対するアンケート調査への回答

(成果の普及)

第10条 支援センターは、支援先企業における人材育成計画の策定および当該計画に基づく取組み事例を取材し、事例集を作成する。支援先企業は、これを拒むことはできないが、公開される情報については、支援センターと協議の上、調整できるものとする。

2 事例集は、支援センターや県のホームページ、企業へのDM、支援センターの発行する情報誌その他の媒体を活用して、幅広く県内中小企業者等に発信することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、支援センターが別に定める。

附則

この要項は、令和8年5月7日から施行する。